

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月29日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松永 みどり
【電話番号】	03-6843-1413
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	シンプレクス謳歌ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月22日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することに伴い記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するとともに、委託会社等の経理状況の記載を新たな内容に更新するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

（ 7 ）【申込期間】

< 訂正前 >

2026年6月23日から2026年12月24日までとします。
・ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

2026年6月23日から2026年12月24日までとします。
・ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
繰上償還が決定した場合、購入の申込期間は2026年8月28日までとなります。
繰上償還の手続きについては後記「第一部 証券情報（12）その他」「信託終了（繰上償還）のお
知らせ」をご覧ください。

（ 1 2 ）【その他】

< 更新後 >

「シンプレクス謳歌ファンド」 信託終了(繰上償還)のお知らせ

<繰上償還の理由>

「シンプレクス謳歌ファンド」につきまして、設定来、運用方針に則った運用を継続してまいりましたが、足元の純資産規模および今後の資金流入見通し等を総合的に勘案した結果、弊社では、今後、当初の商品性に沿った運用を安定的に継続することが困難であると考え、ファンドを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

<信託終了(繰上償還)スケジュール>

繰上償還に関する書面決議の対象受益者の確定日	令和8年7月29日(水)
議決権行使書面による議決権行使期間	令和8年8月12日(水)から [※] 令和8年8月26日(水)まで
書面決議日	令和8年8月27日(木)
信託終了日	令和8年9月24日(木)
償還金支払開始日	令和8年9月25日(金)

(令和8年8月12日より前に、議決権行使書面を弊社にご返送いただいた場合であっても、有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。)

書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者(信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。)が保有する令和8年7月29日(水)現在の受益権口数の合計が、令和8年7月29日(水)現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。本書面決議にて可決された場合、令和8年9月24日(木)をもって繰上償還させていただきます。

また、本書面決議にて否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行いません。

※本書面決議による議決権行使については、令和8年7月29日(水)現在において当ファンドを保有している方(議決権を行使することができる受益者)が対象となります。なお、令和8年7月28日(火)以降に当ファンドをご購入いただいた場合は、これに伴い取得する受益権の発生が令和8年7月30日(木)以降となるため、当該受益権については、本議決権はございませんので、ご了承下さい。

<購入・換金(解約)のお申込みについて>

議決権行使期間中につきましても、販売会社において通常どおりファンドの購入および換金(解約)のお申込みを受付けます。購入のお申込みの最終日は令和8年8月28日(金)となります。

なお、書面決議の日以降につきましても、信託終了(繰上償還)について反対されたか否かにかかわらず、販売会社において通常どおりファンドの換金(解約)のお申込みを受付け、換金(解約)のお申込みの最終日は令和8年9月17日(木)となります。

いずれも販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

2029年9月20日までとします（2020年12月11日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<訂正後>

2029年9月20日までとします（2020年12月11日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
繰上償還が決定した場合、信託期間は2026年9月24日までとなります。

第三部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の 2 第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自2025年4月1日至2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（ 1 ）【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2025年3月31日現在)		当事業年度 (2026年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			9,552,500		15,406,923
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			21,486		23,351
4 未収委託者報酬			581,176		644,098
5 未収運用受託報酬			2,559,630		3,296,261
6 未収投資助言報酬			32,759		44,243
7 その他			191,864		185,858
流動資産計			12,939,517		19,600,838
固定資産					
1 有形固定資産			14,046		14,037
(1)建物付属設備	*1	3,066		*1	2,422
(2)器具備品	*1	10,979		*1	11,615
2 無形固定資産			72		72
(1)電話加入権		72		72	
3 投資その他の資産			98,085		134,695
(1)投資有価証券		21,324		22,947	
(2)出資金		-		30,884	
(3)長期差入保証金		76,044		80,183	
(4)長期前払費用		-		163	
(5)その他		716		516	
固定資産計			112,203		148,805
資産合計			13,051,721		19,749,644

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

科目	期別	(2025年3月31日現在)		(2026年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			83,742		84,666
2 未払金			3,595,491		4,897,812
3 関係会社未払金			4,950		4,950
4 未払費用			44,455		50,834
5 未払法人税等			1,162,926		2,155,870
6 未払消費税等			111,249		375,610
7 前受金			17,980		39,108
流動負債計			5,020,795		7,608,853
固定負債					
1 資産除去債務			25,506		25,506
2 繰延税金負債			842		1,516
固定負債計			26,348		27,022
負債合計			5,047,144		7,635,875
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			370,000		370,000
2 利益剰余金					
(1)利益準備金	92,500			92,500	
(2)その他利益剰余金					
繰越利益剰余金	7,540,872			11,649,214	
利益剰余金計			7,633,372		11,741,714
株主資本計			8,003,372		12,111,714
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			1,204		2,054
評価・換算差額等計			1,204		2,054
純資産合計			8,004,577		12,113,768
負債・純資産合計			13,051,721		19,749,644

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)	
		金 額		金 額	
営業収益					
1 委託者報酬		7,670,040		10,150,648	
2 運用受託報酬		5,897,341		8,664,162	
3 投資助言報酬		133,451		157,170	
4 その他営業収益		55,604	13,756,436	43,205	19,015,186
営業費用					
1 支払手数料		173,353		210,488	
2 調査費					
(1)調査費		72,873		78,844	

(2)委託調査費	73,810		52,899	
3 委託計算費	53,808		61,437	
4 通信費	8,422	382,269	9,691	413,361
一般管理費				
1 給料				
(1)役員報酬	1,571,897		1,590,905	
(2)給料・手当	461,983		482,279	
(3)賞与・退職金等	3,431,794		4,712,758	
2 交際費	8,954		11,257	
3 旅費交通費	20,373		28,326	
4 業務事務委託費	24,833		34,712	
5 租税公課	140,402		203,416	
6 不動産賃借料	119,840		131,782	
7 固定資産減価償却費	5,362		6,199	
8 諸経費	*1 304,033	6,089,474	*1 330,851	7,532,489
営業利益		7,284,693		11,069,335
営業外収益				
1 受取利息	21,905		29,610	
2 為替差益	-		56,450	
3 受取配当金	-		2	
4 投資有価証券売却益	-		1	
5 組合投資利益	-		145	
6 その他の営業外収益	929	22,834	740	86,952
営業外費用				
1 為替差損	8,939		-	
2 投資有価証券売却損	12		-	
3 その他の営業外費用	38	8,990	15	15
経常利益		7,298,537		11,156,271
特別損失				
1 固定資産除却損	508	508	2	2
税引前当期純利益		7,298,029		11,156,268
法人税、住民税及び事業税	2,048,243	2,048,243	3,047,923	3,047,923
当期純利益		5,249,786		8,108,345

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	4,000,003	4,000,003	4,000,003	-	4,000,003
当期純利益	-	-	5,249,786	5,249,786	5,249,786	-	5,249,786
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	133	133
当期変動額合計	-	-	1,249,783	1,249,783	1,249,783	133	1,249,649
当期末残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	4,000,003	4,000,003	4,000,003	-	4,000,003
当期純利益	-	-	8,108,345	8,108,345	8,108,345	-	8,108,345
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	849	849
当期変動額合計	-	-	4,108,342	4,108,342	4,108,342	849	4,109,191
当期末残高	370,000	92,500	11,649,214	11,741,714	12,111,714	2,054	12,113,768

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

 市場価格のない株式等

 移動平均法による原価法

 なお、投資事業有限責任組合に類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

 主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物付属設備 10年～18年

 器具備品 3年～15年

3. 収益の計上基準

 当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

 委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

(2) 運用受託報酬

 運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。

 また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(3) 投資助言報酬

 投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年4回もしくは年2回受取ります。

 また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(4) 成功報酬

 成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定

時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

[未適用の会計基準等]

1 リースに関する会計基準等

- ・ 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

* 1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物付属設備	55,895千円	56,539千円
器具備品	37,861千円	43,053千円
計	93,757千円	99,593千円

（損益計算書関係）

* 1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,000,002	675,676	2026年3月31日	2026年6月30日

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年以内	65,716	65,716
1年超	98,574	32,858
合計	164,290	98,574

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。
投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	21,324	21,324	-
資産計	21,324	21,324	-

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
--	--------------	----	----

(1) 投資有価証券 其他有価証券	22,947	22,947	-
資産計	22,947	22,947	-

(注) 其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(注2) 市場価格のない株式等は「其他有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

区分	前事業年度	当事業年度
投資事業有限責任組合出資金(注)	-	30,884
合計	-	30,884

(注) 投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	-	21,324	-	-
合計	-	21,324	-	-

当事業年度(2026年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	-	22,847	100	-
合計	-	22,847	100	-

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

() 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,324千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（ ）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券22,947千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	12,751	10,000	2,751
小計	12,751	10,000	2,751
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,573	9,277	704
小計	8,573	9,277	704
合計	21,324	19,277	2,047

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	14,910	10,100	4,810
小計	14,910	10,100	4,810
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,037	9,277	1,239
小計	8,037	9,277	1,239
合計	22,947	19,377	3,570

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	87	-	12

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	101	1	-

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（退職給付関係）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	20,058千円	25,304千円
未払事業税	60,464千円	131,493千円
その他有価証券評価差額金	222千円	390千円
資産除去債務	8,039千円	8,039千円
繰延税金資産小計	88,785千円	165,228千円
評価性引当額（注）	88,785千円	165,228千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	842千円	1,516千円
固定資産（除去費用）	0千円	0千円
繰延税金負債合計	842千円	1,516千円
繰延税金負債の純額	842千円	1,516千円

（注）評価性引当額が76,443千円増加しております。この減少の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が71,028千円増加したことによります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	0.5%	0.7%
特別税額控除	2.1%	4.0%
その他	0.1%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.1%	27.3%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から25年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	25,506千円	25,506 千円

時の経過による調整額	-	-
期末残高	25,506千円	25,506 千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
委託者報酬	3,878,257千円	4,247,053千円
運用受託報酬	1,706,530千円	2,219,073千円
投資助言報酬	133,451千円	157,170千円
成功報酬	7,982,593千円	12,348,683千円
顧客との契約から生じる収益	13,700,832千円	18,971,981千円
その他の収益	55,604千円	43,205千円
外部顧客への売上高	13,756,436千円	19,015,186千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,670,040	5,897,341	133,451	55,604	13,756,436

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,150,648	8,664,162	157,170	43,205	19,015,186

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
7,843,526	5,776,762	136,148	13,756,436

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
10,396,009	8,478,797	140,378	19,015,186

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント (香港)カンパニー・リミテッド	5,776,762	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	8,478,797	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導・管理料 の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導・管理料 の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

- 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
- 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	-	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取(注)	5,776,762	未収運用 受託報酬	2,537,584

同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	-	投資助言契約 経営助言等契約 私募取扱契約 役員の兼任	投資助言報酬の受取（注） 経営助言等報酬の受取（注） 私募取扱手数料の受取（注）	84,962 10,815 33,763	未収投資助言報酬 その他流動資産 その他流動資産	21,045 4,719 9,506
-------------	--------------------------	---------	----------	-----------------	---	--------------------------------------	--	----------------------------	--------------------------------	--------------------------

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取（注）	8,478,797	未収運用受託報酬	3,255,918
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	-	投資助言契約 経営助言等契約 私募取扱契約 役員の兼任	投資助言報酬の受取（注） 経営助言等報酬の受取（注） 私募取扱手数料の受取（注）	147,683 17,399 24,307	未収投資助言報酬 その他流動資産 その他流動資産	43,232 4,719 6,566

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
2. シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社との投資助言契約、経営助言等契約及び投資事業有限責任組合の持分の私募扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
1株当たり純資産額 1,081,699円66銭	1株当たり純資産額 1,636,995円79銭
1株当たり当期純利益金額 709,430円60銭	1株当たり当期純利益金額 1,095,722円35銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益	5,249,786 千円	8,108,345 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,249,786 千円	8,108,345 千円
期中平均株式数	7,400 株	7,400 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	高橋	秀和
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	菅谷	圭子
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。